

# 末期における鎌倉幕府訴訟制度の実態

——式目三五条適用裁許—欠席裁判の問題を中心に——

古澤直人

【要約】 鎌倉末期における幕府訴訟制度の実態については、職権主義・即決主義が台頭し、和与が盛行するという指摘が行われているが、末期訴訟制度を最も特色付けるものは、むしろ欠席裁判の激増という問題である。この事態は、訴訟当事者の裁判への召喚命令無視という行為の増大を背景として幕府がそれに対して、成立後約半世紀にわたりて實際の発動を行わなかった御成敗式目三五条の規定を機械的に適用したためであるが、結果的に裁判の半数近くが「欠席裁判」となったのが末期幕府訴訟制度の実態であった。この欠席裁判の問題は、これが最も激しく見られた九州、屈折した形をとった畿内・西国、辺縁部を中心にして鎌倉周辺では少なかつた東国等、それぞれ地域的な個性をもって展開し、各地域の社会矛盾や権力関係などがそこに反映されていた。しかし同時に、共通の本質に支配されており、この点の解明が全国一齊に鎌倉幕府打倒に結集した原因を探る鍵である。

史料 七三巻二号 一九九〇年三月

## 一問題

日本中世の政治史を通覧してもつとも興味深い問題の一つは、鎌倉幕府の劇的な崩壊であろう。

このことはたんに現在の我々にとって不思議であるだけでなく、同時代の人間にとっても、不思議なことであつたとみえ、「宮方深重の者」と称される太平記の作者でさえ、「北条氏の守護・郎従は天下に充满しており、たとえ六波羅をたやすく落とすことはできても、九州や関東の場合、十年二十年かけても対治することは難しいと思われたのに、日本全國同

時に反幕の兵が立って、わずか四十三日のうちにみな滅んでしまったのは不思議だ」と記したほどである。<sup>①</sup>「太平記」の作者は、このように幕府がもろくも滅びた原因を、右の記述につづけて「国ヲ治ル心無リシ」ことに求めている。

ところで、北条主導下の幕府が、右の「国ヲ治ル」基本にすえてきたのは、理非決断の理念にもとづく公平な裁判の実施という政策であって、御成敗式目成立以降弘安年間ころまでの幕府裁判制度の急速な整備や、六波羅や鎮西探題という幕府出先機関の基本的職掌が訴訟裁断であった事実が右の問題を裏書きしている。

幕府の訴訟制度の分化という視点から古くこの問題を検討した佐藤進一氏は、従来の権利保護のための慎重審理が弘安頃を頂点にして転回し、永仁以降のいわゆる鎌倉末期には、妥協による即決主義、あるいは職權主義・鎮圧主義が台頭することを指摘し、さらに、かかる裁判理念の変化が、訴訟機関諸種職員の地位の家格化・形骸化という問題とあいまって、「訴訟制度のもつ実質的意義は喪失し、御家人を幕府に結び付ける有力な紐帶の一であつた訴訟制度に対する信頼は急速に失われて行く。これが鎌倉幕府訴訟制度末期の状態であった」と結論した。<sup>②</sup>佐藤氏は、主題の関係からか、かかる末期の幕府裁判の実態について必ずしも詳細な検討をされたわけではないが、末期の即決主義の徵証として、第一に和与の奨励、第二に和与不成立時の訴訟処理の発達、とくに領家側の一方的な申請にもとづく強制的な下地中分の判決などを指摘されている。<sup>③</sup>

しかし、この佐藤氏の指摘された末期裁判の即決主義という点についていえば、これをもつとも典型的に示すのは、むしろ欠席裁判制度の強行という問題であろう。<sup>④</sup>一方の裁判召喚状違反行為に対し、いま一方の主張のみによって裁断をおこなう幕府の欠席裁判制度は、一般に召文違背制度として知られており、すでに御成敗式目のなかに定式化されたものだったが、この制度による裁許は、現存裁許状によるかぎり、弘安年間ころまでまったくといってよいほどみられず、正応年間ころからはじめて実際の適用例をうかがえるようになり、以後、それは幕府滅亡にいたるまで激増の一途をたどるものである。かかる欠席裁判の盛行は、一方当事者の幕府裁判の無視という行為の頻発を意味するものであるから、そこに

は、幕府訴訟制度への不信、あるいは反幕府の姿勢が如実にうかがえるものと推定できよう。

本稿は、右の欠席裁判の強行という問題をあしがかりに、末期の幕府裁判の実態を究明し、研究の遅れている鎌倉末期の政歴<sup>④</sup>、とくに幕府滅亡の原因に迫ることを意図するものである。

① 「太平記」卷十一 金剛山寄手等被誅、附佐介貞俊事には、以下のごとく記している。

承久ヨリ以来、平氏ヲ執テ九代、曆数已二百六十余年ニ及ヌレバ、一類天下ニハビコリテ、威ヲ振ヒ勢ヒヲ専ニセル所々ノ探題、国々ノ守護、其名ヲ舉テ天下ニ有者已ニ八百人ニ余リヌ、况其家々ノ郎從タル者幾万億ト云數ヲ不知去、総六波羅コソ輒ク被誅落共、筑紫ト鎌倉ヲバ、十年・二十年ニモ、被退治事難トコソ覺ヘシニ、六十州悉符ヲ合タル如ク、同時ニ軍起テ、纔ニ四十三日ノ中ニ皆滅ビマル業報ノ程コソ不思議ナレ、(本文は、岩波古典文学大系『太平記』による)。

② 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(歴史書房、一九四三年)六七頁へ八七頁、および三五二頁「結言」参照。

③ この点は、「幕府の訴訟制度の分化」という視角のもとでは末期の幕府裁判の実態をかならずしも分析できます。またそのことを主題としていなかったという事情によろうが、佐藤氏の研究は、その後、氏がこうした裁判理念の転化の政治的背景であると推定した北条得宗家の権力掌握とその専制化(『幕府論』『新日本史講座』中央公論社、一九四九年、「鎌倉幕府政治の専制化について」『日本封建制成立の研究』吉川弘文館、一九五五年)、あるいは室町幕府の法制・権力論へと展開し(『室町幕府開創期の官制体系』『中世の法と國家』東京大学出版会、一九六〇年、「室町幕府論」「岩波講座日本歴史」中世3、一九六三年)、鎌倉末期の幕府裁判の実態にそくした詳細な研究は発表され

なかつたと考えられる。

④ 注②所掲書、八五頁。

⑤ 佐藤氏も近年の『日本の中世国家』(岩波書店、一九八二年)において、建長五年(一二五三)の召文違背そのものを罪と規定した追加法二七六条の規定に召文違背に対する幕府の態度の変化をみて、「このようないいとしたものではなく、裁判を訴論両者の調停的機能から、理非の判断の強制機能に転換させる、裁判原理の変更を含意していたと思われる」(一五八頁)と重要な指摘をされている。しかし、召文違背行為に対する処罰の姿勢(立法)自体は、すでに文暦二年(一二三四)の追加法八二条に見られるし、史料解釈にもよるが、式目制定前年、寛喜三年(一二三二)の追加法三〇条も同様の立法趣旨にかかるものとみることもできる。つまり、召文違背を罪とみる意識あるいは政策自体は、式目三五条制定前後から一貫したものなのである。だが問題なのは、当該期においては、注⑥所掲別稿で指摘したように、幕府当局者が、裁判における当事者側の実際の不参行為に対してかかる処罰規定を具体的に利用しようとする姿勢を全く示さない点であり、その点で、正応・永仁年間以降とは大きな断絶があるということなのである。それゆえ、氏の指摘された裁判原理の変更は、より時期を下げて考えるべき問題でもあるものと考えられよう。

⑥ 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)一四一頁~一九一頁。なおこの学説について、注⑥所掲別稿にお

いて若干の批判を行った。

- ⑦ 御成敗式目三五条（以下、御成敗式目および追加法は、すべて池内義賀・佐藤進一編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法により、その条文番号のみ記す）。

- ⑧ 抽稿「初期鎌倉幕府訴訟制度における理非裁断の展開——対決手統き—式目三五条を中心にして——」（投稿中）

⑨ 鎌倉後期政治史研究の遅れの原因の一つに、「吾妻鏡」や「大日本史料」など、政治史構築のためのいわゆる基本的編年史料が存在しないという事情があることは今更揚言するまでもない。しかし、竹内理三氏の超人的な努力によってようやく『鎌倉遺文』も完成に近づき、もはや史料収集の困難さを理由とは許されなくなってきた。従来、繰り返し当該期の政治史研究の必要が強調されてきたが

（網野善彦「中世前期の社会と経済」「日本史研究入門」Ⅲ、東京大学出

版会、一九六九年のち同氏「中世東寺と東寺領莊園」東京大学出版会、一九七六年に再録、稻垣泰彦「序論」「講座日本史」3、東京大学出版会、一九七〇年、佐藤和彦「百姓申状」の成立について「『民衆史研究』9、一九七一年、のち同氏『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年に再録、山陰加春夫「悪党」に関する基礎的研究」「日本史研究」一七八、一九七七年など）、まさにいまこそ鎌倉末期の政治史研究に本格的に取り組まねばならぬ時であろう。なお筆者は、以前にこの時期を対象にした論文「鎌倉幕府法の変質——『下知違背の咎』の適用をめぐって——」を発表したが、前稿がすでに発給された幕府判決の効力を主題としたものに対し、本稿は、もちろんそれと密接にかかわるが、むしろ判決が下される以前のいわゆる「訴訟制度」ないし訴訟手続き自体に焦点をすえているという視角の違いがあることをあらかじめ申し述べておきたい。

## 二 末期幕府訴訟制度の実態——概括的考察——

一方当事者の不応訴の場合の訴訟の処理を規定した式目三五条が、式目制定の根本理念にかかる法として立法されながら、式目成立以後約半世紀にわたって実際の相論にはまったく適用されなかつたという別稿で検討したような状況は、弘安年間を過ぎるころを転換点にして、急激に変化した。その事実をまず大筋ではつきりさせるために、裁許状中にみる式目三五条適用裁許例の推移を表1に示しておきたい。<sup>①</sup>

北条貞時の執政期である第四期に入つてこの三五条—召文違背制度による裁許がおこなわれるようになり、五期から六期にかけて激増の一途をたどつたことが一見して見て取れるであろう。この変化は一体、何に起因するのであろうか。ところで、ただちにこの疑問の検討に入る前に、今一つ事實を提示しておきたい。それは、召文違背による裁許例を集めると、その多寡は、地域によって大きな違いがあるということである。そこで、表1の四期、すなわち弘安期以降

表1 式目35条適用裁許の時代的変遷

期別	年		代		期間	執 権	裁許数
	第一期	第二期	第三期	第四期			
第一期	嘉祿元年(一二二五年)～仁治三年(一二四二)	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	18年	泰時・経時・時頬・長時	0
第二期	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	乾元元年(一三〇三)～正和五年(一三六一)	19年	時宗	0
第三期	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	乾元元年(一三〇三)～正和五年(一三六一)	12年	貞時	0
第四期	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	乾元元年(一三〇三)～正和五年(一三六一)	17年	師時・宗宣・熙時・基時	0
第五期	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	乾元元年(一三〇三)～正和五年(一三六一)	15年	高時・貞頤・守時	0
第六期	寛元元年(一二四三)～弘長三年(一二六三)	文永元年(一二六四)～弘安七年(一二八四)	弘安八年(一二八五)～正安三年(一二九〇)	乾元元年(一三〇三)～正和五年(一三六一)	16年	83 52 11 0 0 0	0

さらに図1を時期別に細分し各機関発給裁許状における式目35条適用裁許の時代別変遷を図示した図2によれば、和与の裁許の事例を除いたサンプルで考えた場合、鎮西では、探題の成立当初からその発給する裁許状の四割以上が本制度の適用による裁許であり、十四世紀に入ると全残存裁許状の六割から七割までが本制度の適用によるものとなっている。

それに対して関東裁許状の場合、四期～五期を通じて全裁許の一割内外が本法によつていて、最末期の六期に入ると増加し、八割以上の相論がこの制度で裁許されるにいたつていて、六波羅裁許状では、四期から六期を通じて一割から五割まで上昇している。もちろん、関東裁許状中には、鎮西探題成立以前には九州の事例もあり、また幕末まで西国の中も含まれるので、この結果をそのまま地域毎の特色とすることは正しくないが、おおよその傾向を窺うことは許されよう。

しかしよく考えて見ると、当事者間の示談の保証(和与裁許)を除いた通常の幕府の判決例において、全体として一件に一件が、鎮西裁許状や最末期の関東裁許状では七割から八割以上まで、本制度が適用されているというこの事実は、異常な事態ではないだろうか。なんとなれば、召文違背による裁許は一方当事者の不参による判決、つまり欠席裁判であるか

の裁許状を発給機関(関東・六波羅・鎮西)ごとに分類して、それぞれの召文違背による裁許例を調べてみると、そのおおまかな傾向は、図1と、そのおおまかな傾向は、図1より図2に示されるごとくである。<sup>②</sup>

関東、六波羅、鎮西、各機関の発

## 末期における鎌倉幕府訴訟制度の実態（古澤）

そうした召文に応じないことによって、大量の裁許がなされるという事態は、幕府の統制力そのものを疑わせるものとなる。たしかに、弘安期ころまでのいわば初中期の幕府裁判においても、召文違背行為自体は広く存在したが、別稿で指摘したように、当該期においては訴訟当事者は最終的には幕府の裁判に服し、実質審理がおこなわれた結果、裁許がなされていったことと比較すれば、この事態の異常さは明らかであろう。

以上の事実を念頭に置きつつ、初中期の幕府訴訟制度がなにゆえこのようなかたちに変化したかにつき、前述の地域差を考慮して、地域ごとに検討を加えてみることにしたい。

① なお本表の時期区分については、佐藤進一「鎌倉幕府政治の專制化について」（竹内理三編『日本封建制成立の研究』吉川弘文館、一九五五年）一一一頁所掲表に示された時期区分に大略従つたものである。

佐藤進一氏は、この区分について「時期の区分は便宜二〇年位を自安

図1 機関別残存裁許状にみる式目35条適用例

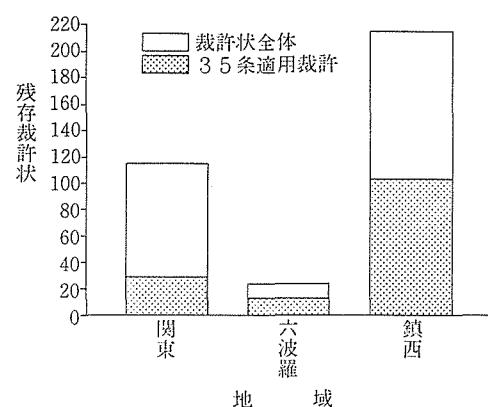
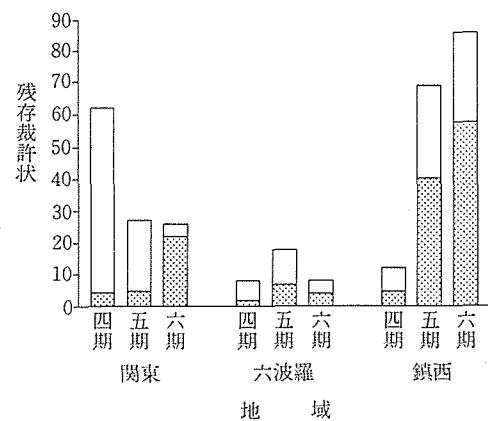


図2 機関別残存裁許状にみる式目35条適用例の時代的変遷



ら、こうした欠席裁判の比率が全体の過半数に及ぶということは、裁判が裁判として、すでに正常に機能していないことを示すように思えるのである。

そもそも、召文は幕府裁判への出頭命令であり、訴訟当事者をこれに服さしめるだけの権威あるいは統率力を背景としているなければならない。

にして、執権乃至指導的為政者の交代期をこれに組み合わせたもの。即ち第一期は泰時時代、第二期は經時・時頬時代、第三期は時宗時代、第四期は貞時執権時代、第五期はそれ以後。年数によって機械的に区分しなかったのは、指導的為政者の交代が何らかの形で数字の上に反映しないかを知る目的によるもの。」(同一二三頁)とされる。ここでは、佐藤氏の第五期をさらに二つに分けて表のごとく区分した。佐藤氏はその特殊性(評定衆初任年齢の調査)から第五期を長くするも差し支えないとされたが、本例の場合、この時期に集中的に裁許例が分布する特殊性から逆にこの時期を細分した。なおこの「四六例の出典については、次章以下の別表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを参照。

② 図1、図2に図示した要素を表2に示しておこう。表2に関する注意点は、以下のとおり。(1)表2においては、当事者間の示談の保障としての和与裁許の事例は除外した。なお和与と召文違背裁許の関係については、六章を参照されたい。(2)図1は、表2の左側二重線枠内の要素を図示したものであり、図2は実線枠内全体の要素を図示したものである。(3)35条適用裁許の、残存裁許状中に占める割合を%にして

一応示したが、これはあくまで目安に過ぎないので、小数点以下は四捨五入した。

表2 地域別・時期別式目35条適用状況の推移

	項目	4期	5期	6期	総計
関東	35条適用例 a	4	5	22	31
	裁許状総数 b	62	27	26	115
	a / b (%)	7%	19%	85%	27%
六波羅	35条適用例 a	2	7	4	13
	裁許状総数 b	8	18	8	34
	a / b (%)	25%	39%	50%	38%
鎮西	35条適用例 a	5	40	57	102
	裁許状総数 b	12	69	86	167
	a / b (%)	42%	58%	66%	61%
総計	35条適用例 a	11	52	83	146
	裁許状総数 b	82	114	120	316
	a / b (%)	13%	47%	69%	46%

九州地域を対象とする相論において、召文違背による裁許が確認できる事例は別表Iに示されるごとくである。九州の場合、欠席裁判が盛行するようになる時期的変化を比較的明瞭に跡づけることができるるので、以下順をおって、検討することにしたい。

(一) この地域における召文違背裁許の初見は、①「山田文書」正応二年(一二八九)の関東裁許状である。この相論は、薩摩国新田宮所司神官らが、同國宮里郷地山田忠光の供料等の免田押領・身代取り・沽却を訴えたものであり、大宰府の「忠光背度々催促、不及請文云々」との注進に基づいて、「尤難遁其咎」(召文違背咎)により、押領停止・身代糾返および

狼藉の罪科としての鎮西寺社修理が論人忠光に命じられたものである。鎮西裁許状の例では、筑前国怡土莊友永方地頭代らが香椎宮大宮司氏盛の押領を訴えた、②「大友文書」永仁七年五月一二二日の裁許例が初見である。ここでは、氏盛の側が、「難渋之篇」につき裁許されている。

この二つの裁許は、相論の対象が「神領」の押領あるいは活却をめぐる問題であるという点で共通の側面を有する。この点、後者の例では、「寄事於御徳政、濫妨之間、致尋沙汰之許也」との論人氏盛の弁明からみて、永仁五年の徳政令を根拠とする訴人側の活却田地の回復とこれに対する神社側の反撃が窺われる。この神社側の巻き返しには「幕府の永仁徳政令抑止の意図」を有する永仁六年（一二九八）六月十三日の伏見天皇の神領興行令の存在が指摘されているが、やはり召文違背により裁許された正安元年八月一日の鎮西裁許状でも、永仁徳政令とこの神領興行の綱旨の対立が示され、右の指摘の正しさが確認される。<sup>②</sup>かかる徳政令と神領興行令の対立という点で、さらに憶測をたくましくすれば、永仁徳政令と神領興行令の先捷をなす九州名主職安堵令と「鎮西為宗神領」にかんする神領興行令が弘安七年（一二八四）に発せられており、①の正応二年の新田宮の例についても、この関係が想定できるかも知れない。

ところで、この徳政令と神領興行令は、ともに「御家人」と「神領」を一方的に保護し、それ以外のものに対する不平等を宣言していること、そのため現実の知行者保護の役目をもつ知行年紀法の概念を無視・歪曲するという特色がある。<sup>④</sup>この「平等」と「現実知行の保護」という理念こそ、御成敗式目の「理非」の本質をなしたものなのであるから、これを無視する両令は、「理非裁断」の理念を越える存在といえ、それゆえこの法をめぐる裁判では實質審理はその意味をなさない。結果のはじめからわかっている裁判に期待するものは何もないからである。「神領等止非器甲乙人知行、被返付本主神官之由」と永仁神領興行の論旨を楯にした宇佐神官の訴訟に対し、「有由緒雖令知行、為敬神、以別儀避進當宮候畢」と避文を出した一「甲乙人」の言葉の裏に、「由緒の有無」を問わない幕府の姿勢に対する無言の抗議を読み取るのは穿ちすぎであろうか。

ただし御家人に限つていえは、いまだこの段階では、神領興行令の適用を除外され、あるいは御家人への「徳政」を根拠とした1にみられるごとく、鎮西探題の保護を受けることが可能であった。しかし正和元年の鎮西五社神領興行令は、社家への一方的な保護を徹底して全面に押し出したものであり、そこでは御家人も例外とはなり得なかつた。そして、この正和の神領興行法をめぐる裁判においては、空前の規模で、論人側の召文違背を理由とする裁許が行われたのである。

(二) 別表Iの、正和二年二月二十日から同年十月六日の半年余の期間にわたって存在する12から35にいたる召文違背による裁許例は、29を除いてすべて正和の神領興行令を根拠とした社家の訴訟に対する判決例である。神領興行令が発令されたのは、本法を根拠とした申状の日付から正和元年九月頃と推定されており<sup>⑧</sup>、社家の提訴を受けた鎮西探題の裁許がはやくも同年十二月二日に発給されて以来、正和二年十月頃迄の短期間に、前例を見ないほどの集中的な裁許が下されており、これは現在裁許状としても三十五通確認できるが、そのうち約七割二十三例が別表にあげた論人側の召文違背を理由とする裁許例である。正応二年(一二八九)に召文違背による裁許が所見されるようになって以来二十年余の残存例が十例であるから、その二倍半におよぶ適用例が約半年の間に急激に現われてきたことを意味する。この事実からも推察されるとおり、本法関係の訴訟には、鎌倉末期にかけ召文違背の裁許が急速に増大する秘密が隠されているに違いない。

ところでこの正和の神領興行令については、すでに川添昭一・木村忠夫・村井章介氏等による研究があり、筆者も別稿で閲覧したので、ここでは主として川添氏の論稿によりつつ、行論に必要のかぎりで本法の特徴的な性格のみ紹介しておこう。

この法の趣旨は、沽却—買得や「押領」によって、神官以外のいわゆる「非器の輩」の手に渡った「神領」を社家に返付させるというものであるが、従来の神領興行法と異なつたのは、関東派遣の東使と鎮西探題が、訴論両当事者から相対的に独立した「公権力」の立場を棄てて社家側の利益のみ一方的に擁護する方針をとり、具体的な権利のあり方にかんする審理を加えず、御家人以下がこの時点までに「神領」において形成してきた所領所職當知行の実体を全く否定したこと、

そしてその裁許の徹底的な執行をおこなつたことである。この実質審理の欠如という点に關しては、この正和令を根拠とする訴えが、觀念的な正邪の判断である「入門」型の裁判であつたことと、この正和令にいたつて、前述の年紀法・不易法と神領興行法の相克（当該関係訴訟に年紀法を適用するか否かという幕府の逡巡）に終止符が打たれ、現実の知行者保護の典型であった年紀法を御家人知行分にまで適用しないことが宣言されたことが重要であり、後者の徹底的執行という点では別稿で指摘した「下知違背」制度が大きな意味を有した。<sup>⑫</sup>さらに、当該訴訟の論人構成が、御家人・非御家人・凡下といふ広い社会諸階層に及んでいる事実や、論所が、別表Iに窺えるように、一反から四・五反内外の狭小な（買得）田畠および屋敷・蘭地を中心として、在地の農業經營に密着した性格のものだと考えられることを念頭におけば、「神領」復古の一方的判決は、一部大寺社に対する幕府の腐敗した利益供与という性格規定が避けられないものだった。

調停機能を最初から欠き、実質審理もろくに行われない本令関係訴訟では、論人の主張が幕府に認められた例は、川添氏の詳細な検討によつても、現存四十例余の関係訴訟史料中一例しか認められておらず、これは厳格な意味で「裁判」とはいえないものであった。約七割に及ぶ論人側の不出頭—召文違背は、かかる裁判の性格に対応したものであったのである。

三ヶ度召文違背による敗訴は、たしかに式目三五条の厳格な適用に過ぎず、その意味で表面的には、「法治主義」の証拠にすらなりうる。しかし、その召文違背行為がおこなわれた背後には、買得・現実の知行（年紀）・幕府の保証（安堵）という在地領主らの生きた規範意識にもとづく反論が幕府裁判において一切認められない、という裁判への不審があるのであり、年紀法・安堵を軸にした「理非の体系」の承認をとおして、幕府裁判と在地領主がつながっていたことを重視するならば、この幕府の裁判における召文違背の適用はむしろ「法の支配」が踏みにじられたことのあかしであつたというべきだろう。しかし、田地一反返付の命令に至るまで、神領興行の「判決」を強要しようとする幕府の在地末端までの介入は未曾有のものであり、論人側はこれに対する対応の明確化も迫られた。土地を避り渡すことを受け入れた例外的な事

例も存在するが、多くは裁判における召喚命令無視の姿勢をさらに硬化させ、幕府の使節の入部に対し城郭を構えて抵抗するなど「地頭御家人の社家側に対する神領興行法不適法の闘争、即ち地頭領主制の防衛は」「非常に廣汎・頑強であった」<sup>⑯</sup>かかる「自力救済」は、理非にもとづく「法の支配」を放棄した幕府に対し、「非常に廣汎・頑強である」と考えられよう。そして、一度崩れた裁判制度にたいする信頼は、幕末まで二度と回復できなかつた。神領興行令は、幕府にとつても、これをきっかけとした予想外の反応を呼び起こしたからである。

(三) 別表Iの正和三年、36以降の召文違背による裁許例を見ていただきたい。すでに正和神領興行令関係の訴訟は一段落したにもかかわらず、論人側の幕府召換命令の無視はいよいよその勢いを増したことが確認できる。前章で指摘した、和与裁許を除く、全体の七割近くまでが論人側の不出頭・欠席裁判によつて裁許が下される状況とはかかる正和年間以降の状況なのである。

そしてほとんどが欠席裁判で裁かれたこの幕末二十年弱の九州における訴訟において、とりわけ注目すべきことは、訴論人の関係と論点の内容であろう。召文違背によつて敗訴となつた論人は、御家人以下、「名主」「住人」「下人」などの非御家人・凡下等在地のあらゆる階層に及んでいた(別表I参照)。そしてその訴訟の論点のほとんどは「a類型」即ち年貢所當の未進・対拵の問題であり(別表I、論点類型参照)、表の論点の具体的表記を一見すればわかるとおり、その用途が、「造営用途」「仏聖米」「神用物」などいわゆる神役・寺役であつたことも見逃せない。さらにこのような神役対拵の嵐は、宇佐(弥勒寺)・宮崎・高良・香椎・大宰府(安樂寺・天満宮)という正和令の対象となつた五社にとどまらず、河上社・実相院・武雄社・櫛田社・新田社・宗像社などにかんしても、かかる訴えが激増したことが窺えるのである。

九州の本所—地頭御家人相論を検討した別稿で指摘したように、正和令発令以前の本所—地頭御家人相論においては、主要論点は、名田島等の土地問題(b類型)や、「職」「檢注」「檢斷得分」などいわゆる既存の莊園制的枠組み下における各種の支配権限(c類型)が中心であり、年貢公事などの問題が訴訟となつたのは、全体の一割強にすぎなかつた。しかも

その年貢公事関連の訴訟の質も、以前は「未進・対捍」問題というよりは、年貢納入量や地域などの争いに過ぎなかつたのであるから、九州において幕府が寺社への一方的保護を打ち出し、展転知行・買得「神領」の強制的な返付政策を強行して以来、在地領主層は、その反動として、年貢公事の対捍という反莊園制的な行動を明確化し、その結果、さらに頻発した鎮西探題への本所側提訴に対しても、幕府裁判無視の姿勢を日常のこととした。このような事態に直面した幕府—鎮西探題は、提起される大量の神役対捍などの事案処理のため、正和神領興行令関係の訴訟と同様、式目三五条の形式的適用による欠席裁判の強行を余儀なくされ、それによってまたますます事態が深刻化したと解されよう。

(四) ところで、以上(一)から(三)において検討したのは、主として神領興行法を軸とした本所関係訴訟についてであったが、召文違背による裁許は以上の本所訴訟にのみ見られるものではなく、御家人相互の相論や、御家人—非御家人・凡下の相論にも認められる。このなかで、とくに注目すべき問題は、御家人の一族相論、とくに惣領—庶子関係の相論であろう。このうち、86・94・98・101・105の例などは、いずれも惣領立替分の年貢・公事を庶子が未進あるいは対捍している行為を惣領側が鎮西探題に訴えたものであるが、訴訟途中における訴人—惣領側の途中下団によつて訴えが棄却された101の例を除き、いずれも、立替分の「一倍糾返」命令(86)・弁済命令(94・98)あるいは庶子分下地の惣領への引渡(105)が命じられたものである。御家人の族内秩序に対する不干涉という従来の基本方針を転換し、庶子の惣領への所當公事対捍行為を、幕府の介入によつて処理するようになったのは、弘安七年の追加法五六六条を嚆矢とするが、この政策は、永仁二年(一二九四)の追加法六四九条・六五二条・正安元年(一二九九)の六八二条へと受け継がれた。そこでは、惣領側の訴えによつて、対捍行為を行なう庶子に対して惣領経入(立替)分一倍糾返を命じ、なお不履行の庶子については所領一部を没収するという惣領側保護の処置が規定されていた。これらの立法は、幕府がその法令の執行措置にまで踏み込んだ立法であつたという点でも注目すべきものであつたが、かかる惣領保護の政策は、瀬野精一郎氏が「鎮西裁許状中惣領と庶子の相論を裁許したものは二十二例あるが、七例の和与を除いては、ことごとく惣領側に有利な裁許を下している」と指摘

されているように、実際の裁判でも確認することができるのであつて、右は、その例に含まれるものである。

しかし裁判における一方的な惣領側支持の姿勢は、別稿でも指摘したように、あくまで鎮西裁判状が大量に発給されるようになる永仁年間以降の問題であり、それ以前の段階においては、特定の政策意図の介在は認められず、惣領の庶子に対する押妨はかえつてこれを規制する幕府の立場が確認できる。<sup>105</sup>かかる方針変化の背景には、本所年貢の未進相論増大と軌を一にして、蒙古合戦後の庶子独立運動と関係した惣庶間所当公事未進相論が激増するようになつたという事情があつた。そしてこのような惣庶間の未進相論が、あたかも前者と同様に幕府裁判において処理されるに至つたことなども既に別に指摘したところであるが、ようするに、前述の神領興行にかんする裁判と同様、特定の政策意図に媒介された幕府裁判の一方的な性格こそ、庶子層が幕府裁判の召喚を無視し、またそれを理由とした欠席裁判が幕府によつて強行された理由であろう。

御家人の族的秩序にかかわる問題としては、さらに一族所領の流出についての相論(8・56・106・107・109)も注目される。たとえば8の相論は、祖父宇都宮信景の「誠状」に背き、庶子堀岐範景が所領を「異姓他人」桑原道兼に沽却したことに対し、嫡子宇都宮頼房が「任誠状、可被付惣領頼房」ことを訴えたものであり、<sup>106</sup>この例も、龍造寺持善孫女藤原氏が、持善の置文を根拠に「蓮姓為異姓他人、令相伝持善遺領末吉名内田地之上者、任置文、可被「氏女」と鎮西探題に訴えたものである。いずれも祖父母の置文らを根拠として、「異姓他人」すなわち族外者への所領移動を禁止したというものである。沽却地の返付—土地所有体系の旧例への復帰という点で、前述の徳政令ないし神領興行令関係に見られた幕府の政策と通じるものがあるが、それが特定の幕府の立法を基準とするものではなく、族的規範を返付の理由とする点にこの問題の特色がある。前記の問題とあわせ、従来の御家人制の基盤の一方的な擁護という幕府の保守的な姿勢を推測せるものである。

以上、九州地方の裁許にみられる召文違背による裁許例、すなわち欠席裁判の内容を検討した。いうまでもなく、土地

## 末期における鎌倉幕府訴訟制度の実態（古澤）

別表 I 九州における式田三五条適用箇許覽

年月日	所	在	論人(A)	論人(B)	類
正応2.8.2	瑞宮宮内里 後怡士莊友永方	豊後怡士莊友永方	新田官所司神官	地頭代有慶・重清等	地頭山田忠光
永仁7.5.22	永仁7.6.2	永仁7.6.2	新田官所司神官	住人惟重	香椎宮大宮司民盛
正安元.8.2	肥前都庄社	肥前都庄社	新田八幡宮雜掌	一分地頭惟遠代童氏	一分地頭惟遠代童氏
正安3.6.2	薩摩	薩摩	御家人莫跡勤行養子	名主庄蔵司	名主庄蔵司
嘉元3.9.26	大隅菊池郡久富名	延慶2.6.12	豐前田河郡相原名	山門院司家泰	山門院司家泰
延慶3.12.6	延慶3.12.6	延慶3.12.6	肥前暗氣保内安光名	田島・屋敷・築地村・桑田代村	田島所当米
正和2.2.20	正和2.2.20	正和2.2.20	肥前暗氣保用永名	地頭駁	田島所當米
正和2.6.2	正和2.6.2	正和2.6.2	宗像大宮司氏盛	地頭得分米三十七石余・錢三貫余	地頭得分米三十四石余・錢三貫余
豐後國向野鄉	豐後國向野鄉	豐後國向野鄉	宗像大宮司氏盛	地頭得米分十五石余抑留	地頭得米分十五石余抑留
後國葛原鄉	後國葛原鄉	後國葛原鄉	宗像大宮司氏盛	買得・田地三段	買得・田地三段
宇佐宮守備僧神苑	宇佐宮守備僧神苑	宇佐宮守備僧神苑	宇佐宮守備僧神苑	買得・田地一段	買得・田地一段
豊後國築莊	豊後國築莊	豊後國築莊	稻井伸成	買得・田四段	稻井伸成
豊後國内田地	豊後國内田地	豊後國内田地	稻間智寛	買得・正名内田地三反	稻間智寛
後封戸郷	後封戸郷	後封戸郷	買得	永正名内田地三反	買得
豊後國原寒水尻	豊後國原寒水尻	豊後國原寒水尻	買得	田地三四反廿代・二反	買得
3(買得)	3(買得)	3(買得)	北文書(48)	北文書(48)	北文書(48)
b b b b b b	宇佐八幡宮所藏文書(49)	宇佐八幡宮所藏文書(49)	宇佐八幡宮所藏文書(50)	宇佐八幡宮所藏文書(50)	宇佐八幡宮所藏文書(50)
2 2 2 2 2 2	宇佐八幡宮所藏文書(51)	宇佐八幡宮所藏文書(51)	宇佐八幡宮所藏文書(52)	宇佐八幡宮所藏文書(52)	宇佐八幡宮所藏文書(52)
子細同前	子細同前	子細同前	子細同前	子細同前	子細同前

支配と人身支配の不一致という西国御家人の特殊性を当初より負い、さらに蒙古合戦後、過重な軍役の負担を果たさなければならなかつた九州の地頭御家人層は、鎌倉末期の諸矛盾にもつとも強くさらされた存在の一つである。末期の幕府の新政策の多くが、九州を対象としたものであつたことは、そうした事情を反映したものであろう。しかし、九州一円の全武士階級と寺社勢力の組織を打ち出した弘安七年の革新的政策<sup>(2)</sup>は、その後、御家人所領の返付と惣領勢力へのテコ入れという、旧来の御家人制の基盤の墨守を意図するきわめて保守的な政策へ後退し、蒙古合戦祈禱の見返りとして、寺社への保護のみきわめて強力に推進したことによつて、九州では、他の地域に先駆け、広範な社会諸階層の幕府裁判への信頼が失なわれてしまつたのである。



末期における鎌倉幕府訴訟制度の実態（古澤）

**別表補注** (1)、サンブルは、瀬野粘一郎編「増訂鎌倉幕府裁許状集 上下」であり、欠席裁判によって裁許が下された事例を広義の式目三五箇条用裁許と見做し表出した。当該裁許状中に欠席裁判判決が見える若干の事例も参考に掲げた。(2)、「類」欄は、論点の類型を示し、a b c の示す意味については本文に記した通りである。備後・人財支配・狼藉にかんする論点を示し、e は、その他の論点を示している。なおこの分類について詳しく述べる。(3)、「鎮西関係幕府裁許状について詳しく述べる。(4)、「出典」欄は、所収文書名の下に、鎌西裁許状については、右掲書の文書番号のみを、他は、右掲書の補遺に收められた文書を指す。

- ① 川添昭二「鎌西探題と神領興行法」（『社会経済史学』二八一三、一九六三年、のち『日本古文書学論集』6・中世2、吉川弘文館、一九八七年に再録）。なおこれに先立つ幕府の弘安年間のとくに九州を対象とする神領興行令において、「香椎社造営」料所として、この筑前怡士荘が「年紀」を限って宛てられていたことが知られる（追加法五八一条）。
- ② この繪旨を幕府が施行したものか必ずしも明らかではないが、「薩藩旧記前編所収國分寺文書」永仁七年二月二十四日関東御教書には、「九州大社以下修造」にかんする神領興行が発せられている（鎌遣一九九五六）。
- ③ 追加法五六二条および五四四条、村井章介氏は、この两条が本来同時に発せられたものであるという大胆な推定を行っているが、弘安七年十一月二十五日「鎮西為宗領并名主職事」が、本兩条の施行のための法的措置を示すと考えられるから（追加法五六九条、その蓋然性は高い（同『安達泰盛の政治的立場』『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）。なお弘安の神領興行令については、上横手雅敬「弘安の神領興行令をめぐって」『日本文化史論叢』一九七六年、のち前掲『日本古文書学論集』6・中世2に再録）参照。
- ④ 前者については、笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九七九年）一五頁。後者は、川添、上横手前掲稿参照。
- ⑤ 知行年紀法が式目の思想的背景をなすものである点については、上横手雅敬、前掲『北条泰時』および石母田正「解説」（『中世政治社会思想』上）岩波書店一九七四年、五七二頁参照。
- ⑥ 「到津文书」正安元年八月十二日鎮西裁許状（鎮・七、以下瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁許状集上下』所収文書は、関東裁許状一関、六波羅裁許状一六のことく略記し、その文書番号のみで示す。）
- ⑦ 上横手雅敬、前掲稿参照。
- ⑧ 村井章介「正和神領興行法をめぐって」（『歴史学研究』四五九、一九七八年、のち前掲『日本古文書学論集』に再録）。および『中世法制史料集』第一巻四二二頁補注一〇一参照。
- ⑨ 川添、前掲稿参照。
- ⑩ 川添、前掲稿。木村忠夫「神領興行法と田染庄」（『九州史学』五〇、一九七三年）村井、前掲稿、同「蒙古襲来と鎮西探題の成立」（『史学雑誌』八七一四、一九七八年）参照。そのほかこの神領興行法に関する論稿としては、蘭田香融「託宣集の成立——思想史的試論——」（『仏教史学』一一一三・四合併号、一九七二年）がある。
- ⑪ 前掲拙稿「鎮西関係鎌倉幕府裁許状に関する二・三の論点」
- ⑫ 右掲拙稿および前掲『鎌倉幕府法の変質』参照。
- ⑬ 神領興行法をめぐる裁判で年紀法が無視されたことは、本文に紹介したが、当該関係の訴訟で、論人側の弁明が類れる数少ない例では、「三代知行継年序早」（数代地頭進止之条、御下知以下証文顯然也）（『永弘文書』正和二年七月十二日鎮西裁許状『鎮一六一』）と年紀を根拠とした地頭の主張が展開され、幕府の姿勢についても「彼參箇名半分、任本主田部太子建長六年譲状、弘長二年所給安堵下文也、為御家人役勤仕地之上者、難及御沙汰」（野仲文書）正和二年九月六日鎮西裁許状『鎮一七一』と安堵・御家人役勤仕を根拠にした反論がみられるが、いずれも却下されている。
- ⑭ 佐藤進氏は、鎌倉幕府訴訟制度末期の状態について、「御家人を、幕府に結び付ける有力な紐帯の「であつた訴訟制度に対する信頼は急速に失われ」た点を指摘された（一章注②参照、傍点一筆者）。これ以前御家人を幕府に結びつけていたのは、佐藤氏によれば、幕府裁判の「御家人保護第一主義」あるいは「権利保護精神の昂揚」であるが、筆者はこの点を、本文に述べたごとく、現実の知行保護に要づけられた「理非裁断」であったと規定しておきたい。

(15) 政治権力に対する法のコントロールという意味あいでは同義に使われる「法の支配」と「法治主義」は、いずれも一九世紀市民社会成立以来の近代法学の概念であるが、厳格には大陸法とくにドイツ法

家原理に典型的な、「強大な君主権」行政権を前提とし、これを国家制定法に適合させる（行政の法律適合性）ための觀念である。「法治主義」にたいし、イギリス法の伝統にもとづき、「近世において国王に対するコモンロー裁判所（通常裁判所）および議会の抵抗を根拠づける」ものとしての「法の支配」という用法の差異があり（以上、波辺洋三『法を学ぶ』岩波書店、一九八六年、二八頁、および同『法社会学と法解釈学』岩波書店、一九五九年、三三七頁参照）、本文は右の差異を念頭に置いていたものである。

(16) たとえば「永弘文書」正和二年正月鎌西敷許状（『鎌一四四』）など。  
(17) 川添、前掲書。

(18) 自力救済の盛行と裁判制度の充実が必ずしも相反するものではないという観角については、石尾芳久『法の歴史と封建制論争』（三一書房、一九八九年）一二四頁参照。

(19) 前掲拙稿「鎌西関係鎌倉幕府敷許状に関する二・三の論点」。

(20) 前掲拙稿「鎌倉幕府法の変質」。

(21) 濑野精一郎『鎌西御家人の研究』（吉川弘文館、一九七五年）四一六頁。

(22) 抽稿「鎌倉幕府敷許状にみえる一族内相論について」（早稲田大学大学院文学研究科紀要 別冊第十二集）一九八五年）。

(23) 佐藤進一、前掲「鎌倉幕府政治の專制化について」一二九頁参照。

(24) この点については、佐藤進一、右注所掲稿、一三三頁以下、および村井草介、前掲「蒙古襲来と鎌西探題の成立」、同「安達泰盛の政治的立場」参照。

#### 四 事例研究 II — 護内・西国（六波羅管国）—

畿内、西国地域（以下便宜「西国」と略称する）において管見に及んだ召文違背による裁許例を示したのが別表IIである。この地域において、召文違背による裁許が見られる初見は、次の1「通法寺文書」正応五年（一二九二）八月二日六波羅裁許状である。

河内国通法寺住僧等申、同国住人良寿・行乗以下輩、掠領当寺領、不從所勘、不弁勸御公事所當事○由事右、彼免田肆町參段者、為伊予入道殿御寄進、帶八幡殿以下代々御下文、寺僧等知行之地也、而行乘以下甲乙人等、乍令耕作寺領、對押課役之由、就住僧訴、度々雖下召文、不事行之間、明春正月十五日以前可催上、若猶過期日者、就訴狀可加下知之旨、可相触彼輩之由、仰出羽六郎入道慈忍、去年十二月廿五日遣召文之處、如今年□月廿七日慈忍請文者、任被仰下之旨、度々相触交名人候之處、行乘請文如此、々外輩不及請文・散状候云々、如行乘請文者、企參洛、可明申云々者、或雖捧請文、于今不參、或不及散状之旨、慈

忍請文分明之上者、無理之所致歟、然者、就召文違背之篇、可預裁許之由、寺僧等所申非無其謂歟、早任先例、相從所勘、可弁勤有  
限所當・公事之状如件、

正応五年八月二日

丹波守平朝臣（花押）  
（北条義時）  
越後守平朝臣（花押）

本史料は、通法寺の供僧らが、寺領を耕作する「甲乙人」らの課役対押を六波羅探題に訴えたものである。前項の九州の場合と同様に、御家人を一方当事者に含まない訴訟についても、幕府一六波羅探題がその処理を行なっている点にまず留意すべきだが、ここで主題に則していえば、この裁許状に引用された、去年十二月二十五日発給のいわゆる「日限の召文」の文言として「若しなお期日を過ぐれば、訴状に就き、下知を加うべきの旨」の記載があつた点が注目される。この召文にもかかわらず論人らがなお出頭しなかつたため、「召文違背の篇に就き、裁許に預かるべきの由」を寺僧らが申請し、本裁許状において、日限召文の記載どおり、訴人申状のまま「先例に任せ所勘に相従い、有限の所當・公事を弁勤すべし」との裁許が行われたのであるが、これは、訴状内容のみを前提とした「一方的裁許」としての召文違背裁許の性格をあらためて認識させるものである。

西国の場合、召文違背による裁許例のサンプル数が少ないため、右の初見例以後の状況を詳しく跡づけることはむずかしく、九州にみられたような明確な画期を提示することはできない。それでも、右の正応五年（一二九二）の例を除いた十九例がすべて嘉元年間以降に属することからいえば、大筋でいって、召文違背による裁許が積極的に行われるようになつたのが十四世紀以降のことであるという点ははじめに確認してよいだろう。

この地域の召文違背による裁許例については、まず御家人相互間あるいは一族内部の相論から検討してみよう。

第一。この地域では、九州の場合と異なり、買得・沽却あるいは貸借といった流通経済浸透にかかる欠席裁判事例は

多くは窺えない。ただし、14の例で、錢三十五貫文借入のため質物に入れた、関東下知状および外題(安堵)下文・訴状等の返付をめぐる相論が、貸主側の不出頭によつて裁許(質物返付)がなされ、17の例で、買得後、安堵御下文を給付された田畠にかんする相論が、押妨側の不出頭によつて裁許(濫妨停止)が行われるなど、いすれも幕府の下知や安堵の被給付者側が(他方の不出頭によつて)勝訴している点からいって、流通について、幕府発給文書による保証の絶対化あるいは幕府の管理の強化という政策が推定される。

右の推測を支持する事実として、18・20の例において、本主の譲状を根拠に論所一部の領有を主張する論人に対し、(1)幕府の安堵を受けていないこと、(2)御家人と称するも、証拠は恣に説いて取つた守護代(大番催促)状のみであり、御家人とは認められないこと、などが幕府によつて指摘され、情勢の不利を悟つてか、論人側は、訴訟途中で下国したまま出頭命令に応じず、結局そのまま不参による裁許を受けたことが知られ、ここでも、大番勤仕の「事実」が無視され、「非御家人」「安堵下知の不存在」を理由に敗訴となつてゐる。さらに、一族内相論の9・11においても、幕府の「外題安堵」であるいは「安堵下知」を楯に濫妨停止を求めた提訴について、論人側の不応訴のまま、外題等の旨に任せた支配が命じられており、この地域においても、旧来の御家人層の一方的な保護と同時に幕府安堵(証文)の絶対化という側面がみられるることは疑えない。

第二。2の例は、可部荘地頭代・住人による三入荘内山木伐採が三入荘地頭側から訴えられたものだが、可部荘側の召文違背行為が六波羅によつて関東に注進され、その結果、「於向後者、乱入三入庄、致狩獵伐採山木事、一向可令停止」ことが命じられたうえ、さらに地頭代の狼藉の咎として正員所領の一部没収が命じられている。召文違背によつて、訴人申請のまま濫妨停止の裁許を下すのにくわえて、さらに違背者の「狼藉咎」等を追求する例は、6・7・(10)などにも見られる。幕府裁判を無視・黙殺し、一方で在地支配を進めるという手段がここに至つて大きな困難に直面し、幕府裁判の無視がただちにさらなる幕府権力の在地への介入を招くという情勢の変化が窺われるというべきだらう。

次に、召文違背によって裁かれた本所関係訴訟を検討してみよう。3・4・6・12・15・16などがその例である。これらがすべて「類型a」つまり本所年貢の抑留・対押にかかる相論であったこと、また裁許結果が、両者の結解を命じる決算命令や訴えの員数分納入を論人に命じる究済命令におわっている点などは、九州の場合と同様の傾向を有する。弘安期以降、とくに十四世紀に入った末期の本所側提訴が「論点a」の問題に集中しかつその裁許例が大量に残存することも九州の場合と同じなのであるが、大きく異なる点は、地頭御家人以下の本所年貢未進の相論が頻発するようになったにもかかわらず、この地域では、年貢未進相論が、相論の過程で、あるいは決算命令・究済命令等が何度か下される過程で、和与に収められることが多く<sup>(4)</sup>、地頭以下があくまで幕府裁判を無視したり、またそれを理由として下された裁許の事例が右に挙げた程度のものしか見られないという点である。

ところで、年貢の未進に関する六波羅への本所側提訴に対し、論人側がこれを無視し、出頭命令に応じない例は、幕府裁許状史料の上では多く確認できないが、他の訴訟史料の形でなら、召文違背行為自体は数多く確認できる。サンプルの多寡という問題を度外視すれば、九州に匹敵、いやそれをはるかに凌駕するといつても過言ではあるまい。その一つは、いうまでもなく、「悪党訴訟」である。典型的な例を二、三挙げてみよう。

東大寺領の例では、有名な伊賀国黒田荘にかんし、嘉暦二年（一三三七）に六波羅に提出された申状の中で、「悪党等恣打止年貢課役、偏致本所敵対之間、度々申下綸旨・院宣等於武家、自去弘安・正應以来五十余年之間、武家召文既雖及數十度」と記され、三十通におよぶ「武家召文案」が、副進文書に添えられた事実が、「悪党」らの幕府召文違背の激しさを端的に示している。<sup>(5)</sup>

高野山領においては、近江国近木荘において、別紙の「悪党交名」とともに、三通の「召文」御教書、二通の使節請文を副進文書として、「被成下御教書處、親藤者乍進請文、不能參洛、自余交名人等者、不及請文散状間、兩度仰御使、雖被成下御教書、交名人等一切不令叙用上者、以違背篇、被合御沙汰、於請新・地利・年貢作毛者、不日被糺返、至其身者、

「欲被行所當罪科」という申請がなされている点にやはり右の事情が語られている。<sup>(6)</sup>

東寺領では、大和國平野殿莊における正応年間以降の相論に「悪党訴訟」の意味と召文違背の関係を窺える。この相論の経緯は、別稿でもすでに紹介したが<sup>(7)</sup>、以下のとくであった。相論は、一乗院領安明寺・吉田莊土民等の平野殿莊山林侵犯に端を発し、当初東寺と一乗院の相論として朝廷において処理されたが、東寺側は、永仁三年にいたって幕府の介入を求め、同時に、問題を下司清重の年貢対押にすりかえて、清重等を「悪党」の威を振る者として、「嚴密之召文」による即刻の身柄召喚を幕府に申請した。これを受けた幕府の召文に対して、清重は、一乗院家の房人であることを理由に、本所一乗院經由での沙汰を求め、また寺家は、清重が「寺家一円庄官百姓之身」たることを理由に幕府による直接の召喚を求めて対立し、永仁六年に至るまで八通の召文が下された。この後、清重が寺家側に接近し、総追捕使願妙の召喚要求へとさらに相論は展開していくが、問題は、清重が一乗院という本所に連なることで、幕府が直接の身柄拘束（厳密の召符）ではなく、いわゆる通常の対決手続きによる訴状の処理をおこなっていることである。幕府側は、清重を「当庄土民」とのみ表記し、寺家のとく「悪党」と記していない点に注意すべきであろう。<sup>(8)</sup>

幕府の追求を逃れるために他権門へ従属するという「悪党」らの対応は、諸地域で広くみられた。また山陰加春夫氏によれば、悪党訴訟の激発といふ事態は「自己」への敵対者が非御家人・凡下身分の者である場合に（しばしば敵対者が西国御家人身分の者である場合にも）、その者を自己の支配領域から排除するために、その者が「悪党」＝国家的犯罪人であるとして公家・武家にその逮捕・断罪を要請する、という訴訟が激発したという事態だという。<sup>(9)</sup>さらに、御家人制研究の示すところによれば、御家人の組織率は、九州に比べても、西国は極端に少なかったことが知られている。<sup>(10)</sup>

以上の指摘を総合して考えれば、次のような推測が可能だろう。即ち、従来の支配体制下にその位置を有さぬ西国領主層の本所年貢の対押あるいは本所裁判・幕府裁判の無視という行為は、「悪党」訴訟ないしは行為として処理される場合が多く、それが本来検断沙汰であるか否かを問わずに刑事手続きによる処理をうけ、幕府裁許状の形では残されなかつた

のだと

三浦圭一氏は、悪党蜂起の政治的条件を限定的にみて、「悪党蜂起は莊園支配にむけられることが多いが、これは莊園関係史料の残存が多い」ということにもかゝわるのであって、悪党蜂起の本質は得宗專制によるきわめて抑圧的な土地・流通に対する管理支配に反対する御家人・地侍・農民、さらに加えて分業・流通に従事する集団の抵抗運動ではなかつたかと思うのである。それが莊園に波及する限りで、莊園史料に「悪党」と記録されるのであって、実は反北条叛乱に似た性格ものではなかつたか」と指摘<sup>(12)</sup>された。確かに、流通にかんする管理の強化が、本所側提訴に限らず、一方当事者の幕府

別表Ⅱ 西国における式目三五条適用裁許一覽

裁判拒否という事態に結果したことは前述したとおりであり、首肯される指摘である。

本稿の視角からいなおせば、裁判にたいする反応からいって、幕府—北条政権に対する反対運動は全国的に存在したが、その畿内・西国の特殊的表現が「悪党」訴訟という形であったのである。<sup>(1)</sup>

- ① 本来、幕府裁判権の及ぶ範囲は「少なくとも一方当事者に御家人を含む訴訟」（笠松宏至『中世政治社会思想』上、四三〇頁補注参照）であつた点に注意すべきである。
- ② 6の撰津國垂水莊の例では、下地濫妨および年貢抑留については、それぞれ「濫妨停止」「未進年貢糾返」が命じられ、刈田狼藉については、所帶有無調査後（没収等）の処置が記されている。刈田狼藉が、從来の所務沙汰から検断沙汰への移管が行われたのは、延慶三年二月（追加法七一三条）であるから、この段階では、いまだ所務沙汰の問題であつたが、すでに他の所務濫妨とはことなつた扱いを受けつつあることがわかる。7の例では、地頭訴所の地に国衙在庁らが乱入りし、刃傷および追捕狼藉に及んだ旨の訴えだが、在庁側の刃傷の犯人を死刑に処すため交名の注進を国務に通達している。10の例では、やはり刈田・追捕に関していたん召文違背によつて、所領收公の処置がなされ、その後被告の反論によつて、「本理非」が究明され所領返付の裁許が行われた。
- ③ 関東・六波羅裁許状にみられる年貢未進相論については、前掲拙稿「幕府權力の変質と領主制」参照。
- ④ 同右。
- ⑤ 嘉慶二年閏九月日「東大寺衆徒等申狀土代」（大日本古文書『東大寺文書十』一〇〇号文書）。かかる寺側の申状は、弘安年間から確認できるが、正和三年三月日の「東大寺衆徒等申狀土代」（同八四号）によれば、この時点までにすでに下された武家召文八通の内、「第七・
- ⑥ 八兩度者、既任法可召進由文童嚴密處、今可尋沙汰由被載下問、家沙汰可返初門条、可失寺家本志」とみえる。この「尋沙汰」の召文とは、後段で「問狀之召文」と言い換えられてゐるから、「殊なる子細あらば、參上し、明め申すべし」という、訴えに対する弁明・出頭を求める通常の召文であり、「任法可召進」召文（符）とは、いわゆる逮捕・身柄拘束を命じるものであろう。このほか、東大寺領の例では、山城國賀茂莊において、永仁六年八月十六日の六波羅御教書で「背度々召文、不及散狀云々、弥招其咎歟、所證、今月中可被召進彼交名輩」旨が使節宛てに命じられ（鎌遺一九七六九、端書きによれば、これが第四度の召文であったことが知られる）、さらに徳治三年五月五日には「任法可召進」召文一六波羅御教書が発給されたことが知られる（鎌遺一二三二五二）。また播磨國大部莊でも、永仁六年九月二日六波羅御教書案で「先度下召文之處、不參云々、甚無謂、今日廿日以前、可被參決」という「悪党」らへの召文發給事実が知られ（鎌遺一九七九二）、播磨國福泊でも、悪党人等が、「自北方度々被下召文之處不出對」ことが、「召文違背」として糾弾され、「下知違背之罪科」によって裁断されることが申請されている（『東大寺文書』嘉慶三年二月福泊關務雜掌解状案『姫路市史』史料編<sup>1)</sup>）。
- ⑦ 「高野山文書」正安一年閏七月一日高野山雜掌良海重訴状および惡党注文（鎌遺一〇五四一、一〇五四三）。類例は省略する。
- ⑧ この相論の関係史料は、「東寺百合文書」と八五大和平野殿庄文書



論所を資親に返付したうえ、使節守吉の所職を改易する、というものであった。召文違背事実のみで、ただちに所領没収がおこなわれ、相論の理非はその処断の後にあらためておこなわれた点に注意しておきたい。召文違背によって下された判決が、実際に裁許状の形で残されているのは、正応三年（一二九〇）の次の2が最も古い。

陸奥国岩城郡好島庄西方預所式部孫右衛門尉頼泰与地頭好島小太郎盛隆相論山事、

右、東方預所与地頭先年致相論之刻、於山者、建長六年預所蒙御下知畢、任彼例、可被裁許之旨、頼泰就訴申及訴陳畢、而件訴陳狀等、依令紛失、帶陳狀可參決旨、下三箇度召文之處、盛隆不參之間、遺雜色之刻、如奉行人時連代善勝執進盛隆今年六月廿一日請文者、山沙汰事、四月下旬之比、令進代官又太郎畢云々者、如請文者、進置代官之由、雖載之、不能參對之間、為矯傍欵、而盛隆違背度々召文之条、難遁其科、然則、任頼泰申請旨、於件山、准東方之例、可令致沙汰之状、依鑑倉殿仰、下知如件、

正応三年九月十二日

陸奥守平朝臣（花押）  
（北条宣時）

相模守平朝臣（花押）  
（北条貞時）

この相論は、永原慶一氏によつて、預所の進止に属する山野に対しても地頭が制止を無視して立ち入り、用益したことにはかかるものであろうと指摘されているものである。<sup>①</sup> 永原氏は、地頭岩城氏（好島氏）が、この史料にみられるように幕府の度々の召喚を無視し、かつ下された裁許に対しても不履行の態度をとりつけた点について「これこそ在地領主としての岩城氏の実力と生き方を示すものであり、通常理解されている御家人の幕府に対する姿とはいぢるしく異なるものである」と評している。<sup>②</sup> すでに見てきたごとく、このような態度は、鎌倉末期の九州・西国をつうじて広く見られるものであり、氏の指摘のごとく御家人として特異な態度であるとは必ずしもいえないが、東国において他にさきがけて幕府裁判不応訴の姿勢をとり、かつその後、一貫して幕府裁判無視の姿勢をとりつづけている点で（14・15）、岩城氏の在り方は、「幕府裁判（権力）からの離脱あるいはそれへの反抗」のあつとも典型的なものであるとみることができよう。

右の初見例以後、召文違背による裁許が盛行するようになった画期を詳しく跡づけることは東国においてもできない。しかし別表Ⅲによれば、大筋では、やはり十四世紀に入つて以降、とくに一三二〇年前後を画期にして、欠席裁判の判決が急激に増加している状況を見ることができよう。

上記の例に関連して、ここでもはじめに族縁相論あるいは御家人相互の相論をみてみよう。族縁内の相論の例としては、**3・4・5・6・7・9・10・13・23・24**が挙げられる。このうち**3・23・24**は、信濃国北部にあって、鎌倉末期姻戚関係にあった市河氏と中野氏の間の相論であり、いずれも中野氏側の召文違背行為によって下された裁許である。田地・得分物の押領・対押にかんする市河氏からの訴えについて、弘安七年に糾返すべき旨の裁許があり、中野氏が履行しなかつたためか正安二年に**3**の裁許がなされ、中野氏側は下知違背を問われて所領一部没収を受けた。しかし、その後も得分物の糾返はおこなわれなかつたとみえ、正慶元年の**23**で重ねて論物の即刻糾返と下知違背之咎による所領三分の一の没収处分がい渡されている。さらに正安二年からは、志久見郷内三箇所の春近年貢毎年五百文を中野幸重後家尼円阿が惣領市河助房に対押したため、その立替分の糾返が提訴され、正慶元年の**24**で立替分の「一倍弁済」が命じられている。この裁許は前述のごとく、惣領側を保護し、立替分の処理を規定した追加法六八二条の適用であり、九州と同様の傾向を示す一例といえる。

族縁相論で今一つ注目すべきは、越後国奥山莊における**10**の相論である。これは幕府の外題安堵法（追加法七一二条）の適用例としてとみに有名なものである。外題安堵法とは、外題安堵をうけた所領に関して訴訟が起つたときには、訴の理非をさしおいて、先ず安堵を受けたものの知行を全うせしめよう（いわゆる沙汰付）とするものであり、この相論は、外題の安堵をうけた論所に対し、伯母の河村淨阿妻が多勢を率いて乱入し「苅取田畠作毛、致苅田狼藉」すという行為に及んだことについて、和田意連が安堵外題法による論所の沙汰付と得分物の糾返を求めたものであった。幕府は一度にわたり使節を派遣し「先沙汰付千章連、於理非者、追可有糾明之旨」を論人側に通達したが、論人側は実力によって幕府使

節の入部を阻止し、さらに理非究明のための三ヶ度の召文をも無視した。そこで幕府は氏女側の召文違背を理由とする章連知行の安堵と、押領以後得分糾返・御外題違背咎等の処置をこの裁許状において命じたのである。ここで確認しておきたいのは、外題安堵法という在地社会への幕府権力の介入が、一方当事者側の実力行使と反幕姿勢を惹起しているということであり、これは、上述來一貫した問題であつたといえよう。

次に流通関係の問題、8をみてみよう。これは、執権・連署による関東下知状の形式ではなく、問注所奉行人の連署による関東下知状の形式をとっている。内容的には、年紀付買得田地五段に対する沽却者側の押領が訴えられたものだが、沽却者の召文違背により、訴人（買得者）の五箇年の領掌の保証と、押領咎としての過料が沽却者に懸けられたものである。幕府がこの裁許をするにあたって、わざわざ「爰當鄉私領之条、前々沙汰訖」と沽却地の私領たることを確認していることは、後述の問題との関係で、注意しておきたい。

次に、東国における本所関係訴訟について検討しよう。これは、16・17・18・19・20・21・22と、鎌倉最末期五年の間に集中してみられる。その一つは、鶴岡八幡宮および永福寺という鎌倉中寺社の供料の抑留・対捍にかんするものであり、今一つは、東寺領莊園常陸國信太莊および遠江國村櫛莊における寺役の対捍に関するものであつて（12の信濃國塙尻東条の謙訪下社の神役対捍にかんする相論もこの類型に入れてよいかも知れない）、これらが総て年貢公事の対捍の問題であるという点は、九州・西国と同様の傾向である。

このうち、常陸國信太莊については、網野善彦・石井進氏の詳しい研究がある<sup>(5)</sup>。両氏は、信太莊各郷地頭は北条一門の人々であり、信太莊全体を統括する地頭にも北条氏が任じていたとされている。網野氏によれば、当莊が東寺に施入されたのは文保二年（一一三一八）のことであり、正中二年（一二三二六）後醍醐天皇によって東寺の知行が確認され、嘉曆三年（一二三八）執權北条守時がこれを保証して以降、東寺による信太莊への働きかけが本格化したという。この17・18・20・21（裁許状は二通）もそうした動向を示すものであるが、本稿の視角から問題なのは、當時幕府権力の中枢に位置していた北

条一門の各郷地頭が幕府裁判の出頭命令に応じないという形でこの裁許がなされたという事実である。これは、召文違背という行為が、たんに幕府への反抗ということだけではなく、逆に権威を傘にきての行動形態でもありえたという可能性があることを示唆するものであろう。

次に、16・22によれば、鎌倉中寺社の年貢対押に対する幕府の裁許は相当厳格である。16では、年貢の収納に地頭は関与せず、往古より作人の直納であり、田数・作人とも知らないので、注文を給わり進末の結解をする旨、地頭の弁明がおこなわれたが、幕府は、「乍進止下地、寄事於作人、遁申之条、甚無其謂」と、地頭の下地進止を理由にこれを退け、一問答後、八幡宮側の即刻対決要求に応じて下した召文に地頭が出頭しなかったため、直ちに未進分究済の裁許がおこなわれた。22では、正中二年以来の未進について嘉曆元年究済命令の裁許がなされたにもかかわらず地頭がこれに応じないという訴えに対し、納入済みで返抄を持するという地頭の弁明がおこなわれたが、なお出頭しなかったため、以前下知の不履行を「下知違背之咎」に処し、下地の強制中分が命じられた。これらの一例によれば、膝下地域の召文違背行為についてはかなり厳しい処理がおこなわれていたことが窺われるといえよう。

ところで、注目されるのは、幕府の中枢部ともいえる関東一円の召文違背裁許の事例が、右の常陸、相模の本所相論各二例のほか、武藏の一族相論の事例7・9、下総の活却田地相論8が見られる程度であるのに対し、前述の1・2・4・5・6・12・14・15など陸奥を論所とするものが目立って多く、さらに信濃の3・12・23・24、越後の10など、東国辺縁部を論所とする事例が相対的に多く残されていることである。関東、とくに南関東における中世文書残存の豊富さを念頭に置けば、この傾向はたんなる文書残存の偶然性によるとは考えられず、やはりなんらかの事実の反映したものと推測されるのである。

右の推測を前提にして、これと密接に関係すると思われるは、鎌倉末期、この地域にのみ特徴的に残されている買地安堵状の存在である。御家人の私領売買とともに幕府安堵下知状の申請・給付は、十四世紀前半、幕府滅亡までの数十

年の間に、常陸・上野・下野・武藏・下総と、鎌倉に近い関東に集中して存在する事実が指摘されている。<sup>(6)</sup> 佐々木銀哉氏は、この事実を永仁の徳政令との関係で検討し、永仁令以前の御家人の保護・救済を目的とする所領政策（徳政令）では、御家人が錢主として被害をうけることが稀であったが、延慶年間以来私領売買は御家人間だけに限定した所領政策をとつていただけ、御家人買得の所領をふくめ一切の買得所領返付を規定した永仁令の場合、御家人の被害が続出し、永仁令以後においては、合法的に入手した買得私領を守るために種々の方策がとられたという。そして「得宗・幕府権力がもつとも厳しく浸透していた東国にあっては、もっとも合法的かつ安全なひとつ的方法として、買得私領についてはこまめにそれを幕府に報告し、その確認を経て、保障安堵の効力をもつ下知状を給付してもらうという制度的に公認された方法が、この時点で想起されるようになつた」と指摘する。<sup>(7)</sup>

永仁徳政令後の幕府の所領政策がひたすら恩領凍結、私領のみ制限付き移動容認という式目四八条の原則に回帰する保守的なものだったという指摘 자체、訴訟への召文違背行為に式目三五条の規定を杓子規定に適用する末期幕府裁判の在り方とパラレルに対応するものといえ、そこぶる興味深いが、ここでは「御家人たちの断片的私領の移動についても一々下知状を申請するという」末期の幕府強権の下に雌伏した東国御家人の態度に注目したい。東国の中枢部では、幕府権力の在地への介入に対し、むしろ幕府の保障下に一定の自己の権益をまもるという対応が主流だったのであり、これが、召文違背行為あるいはそれを理由とする裁許が相対的に少なかつた基本的原因であろう。

他面、奥州・信濃・越後という周縁部においては、鎌倉期を通じて、幕府—北条氏の勢力が急速に付植され、むしろこれに依存・連携して自己の勢力拡大をはかった在地領主層が広範に存在したが、湯本軍一・入間田宣夫氏らの指摘するように、「信濃国には、鎌倉時代を通じて、一方には常に反北条の政治的思潮があり」<sup>(8)</sup>、「関東の勢力の浸透にたいする奥州の側の根強い抵抗が見られ」るなど、一方では、幕府—北条氏の勢力拡大にたいする抵抗が底流として存在した。鎌倉からの距離が、その権力の直接の圧力を弱めるのに役立つたであろうことは想像にかたくない。

末期における鎌倉幕府訴訟制度の実態（古澤）

東国の場合、召文違背の裁許例が、かかる辺縁部から始まり、とくに最末期の嘉慶末年にいたるまで、鎌倉近国にほどんどみられなかつたことは、右記のようなこの地域独自の問題を反映したものと推定される。鎌倉末期の幕府権力の在地末端への浸透にたいし、東国では、まずかかる周辺部から反幕運動の胎動がはじまつたのである。

別表III 東国における式目三五条適用裁許一覧

別表II  
補注

「出典」に番号のみ記したのは、関東裁許状の文書番号である。なお別表Ⅰ補注参照。

① 永原慶二「領主制支配における二つの道」(『日本中世社会構造の研究』、岩波書店、一九七三年、一一六頁)。

② 同右、一八頁。

③ 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』一〇四頁参照。

④ 外題安堵法が、「沙汰付」や裁許の執行手続きにまで立ち入った数

少ない鎌倉幕府の立法の一つである点については、前掲拙稿「鎌倉幕府法の変質」参照。

⑤ 紺野喜彦「常陸國信太莊」(『中世東寺と東寺領莊園』東京大学出版会、一九七八年)。なお同「常陸國における莊園・公領と諸勢力の消長(上)(下)」(『茨城県史研究』二三・二四、一九七二年)、石井進

⑥ 佐々木銀哉「鎌倉幕府の御家人政策について」(『中央大學九十周年記念論文集 文學部』一九七五年、のち前掲『日本古文書学論集』5に再録)。

⑦ 同右。

⑧ 湯本軍一「北条氏と信濃國」(『信濃』十九ノ十二、一九六七年)。

⑨ 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両國」(『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年)。

## 六 総括と展望——欠席裁判と和与の比較から——

以上、地域ごとの欠席裁判の事例研究をとおして、末期における幕府裁判の実態を分析し、あわせて反幕運動の高まりについて言及した。そこには、各地域ごとの独自性とともに、地域を問わぬ共通の傾向が認められることも否定できない。そこで、はじめに、以上欠席裁判の事例研究を通してみた末期幕府裁判の実態について総括しよう。

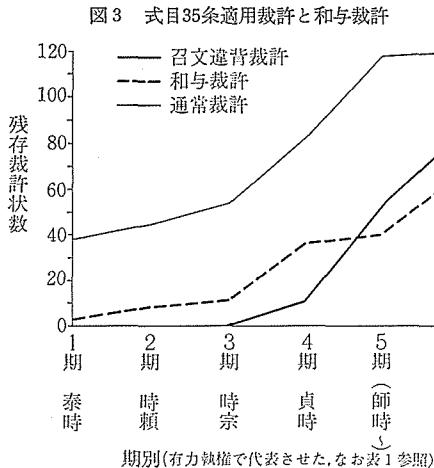
欠席裁判が盛行する契機となつた主要な問題は、(1)流通經濟の浸透にともなう売買所領の返付相論、(2)御家の族的秩序の変動による惣庶相論、(3)莊園公領制下の剩余生産物分配の秩序動搖を示す年貢公事対押相論等、当該期社会の最も基礎的な変化に起因する相論であったといえる。幕府裁判への出頭拒否という行動は、幕府がかかる相論に対し特定の階層側の一方的な保護政策を打ち出した反動として、政策の犠牲者側に見られたという性格が基本的に濃厚である。永仁徳政令にみる御家人所領の一方的保護、神領興行令にみる寺社所領の一方的保護、あるいは惣庶相論にみる惣領側の一方的保護など、御家人、寺社、惣領等、当該訴訟における特定の階層への保護政策に起因する相論においては、実質的な審理は大きな意味をもたない。それゆえ、他方の当事者は、はじめてから幕府裁判に出頭する意味を認めなかつたのであろう。

ここで、幕府裁判における理非裁許と一方的裁許の相克の歴史をふりかえるならば、それは、一貫して理非裁断を重視し、「一方的裁許」を圧縮してきた過程であったといえる。幕府が相論を解決するためのルール（手続法）作りに力をそそぎ、証拠のない訴訟については判断拒否を旨とした事実も、権利の主体として対峙する両当事者に対する「調停者」としての幕府裁判の性格に起因したものと解される。訴訟当事者を「対等」に扱い、両者の主張を訴陳・対決手続きを通して比較勘案することは、こうした調停者としての幕府裁判における理非裁断の前提であった。式目三五条も、この理非裁断重視の動向のなかで生み出され、当事者の裁判への出頭を促す手段として定立されたため、結果的に「一方的裁許」にながるその手続きの厳格な発動は約半世紀にわたって見られなかったのである。こうした理非裁断発展の歴史を前提にすれば、特定階層の利害の擁護が幕府裁判の無視という当事者側の行為を惹起し、さらにそれに対し、式目三五条の機械的適用によって訴訟が処理されるに至ったという末期幕府裁判のたどった道は、裁判の中立性（「政治」と訴訟両当事者の利害に対する相対的独立性）の放棄、別言すれば、「裁判の政治への従属」ないしは「裁判権の行政権への吸収」の過程であったといわざるを得ない。そして、このように末期において空前の規模で強行された「一方的裁許」は、前述の理非裁許と一方的裁許の歴史の上でいえば、まさに最悪の事態への逆行であった。「最悪」というのは、これがたんなる一方的裁許の復活ではなかったからである。<sup>⑥</sup>

たしかに、召文違背による裁許は、式目制定当初から確定力を有した判決としては扱われず、他方が出頭すれば何時でも理非の手続きによる再審が行われ、そのこと 자체は鎌倉末期においても変わっていない。また召文違背による裁許により当知行の変更という圧力をかければ、不参者の応訴強制（無理矢理裁判の場に就かせること）が計れたことも事実であろう。しかし問題なのは、召文違背による一方的裁許によって、所領没収以下の処分が直ちにおこなわれ、理非の審理はかかる处分の後になつてはじめて行われているという点であろう。<sup>⑨</sup>そもそも確定力を有さぬ欠席裁判の結果によつて、所領没収等の処分が行われること自体も初中期幕府訴訟制度の在り方からは考えられない現象である。<sup>⑩</sup>その意味でこれは、いやお

うなき在地への強制をともなった一方的裁許の復活であり、逆に、別稿で指摘した幕府法の在地への強制という事態の内包する最大の問題点も、それが「理非の実現」ではないという実にこの点にあつたのである。<sup>⑪</sup> 裁許の強制執行に対する当事者側の強烈な反発理由も、この点を抜きにしては理解することはできないだろう。

さて、以上のような一方的裁許の強制という問題が、さらに「引付の廃止」以下他の裁判制度の諸変化や、権力編成（主従制）・権力関係（対朝廷本所関係等）における変化など、末期鎌倉政治史を特徴づける諸問題と緊密に絡みあう問題であることは贅言するまでもないが、ここでその相互関係について詳しく言及する余裕はない。<sup>⑫</sup> だが、はじめにも記したように、従来末期幕府裁判手続きにおける即決主義の象徴と指摘されてきた和与増大との関係については、この小稿においても看過することは許されないだろう。そこで最後に、和与増大と欠席裁判増大との比較検討を通して、末期の幕府裁判（ひいては幕府権力そのもの）の性格を展望し、結びに代えることにしたい。



末期の鎌倉幕府裁判において、欠席裁判事例の増大とともに和与の裁許が増大すること、そしてこの両者の増大が強い相関関係にあることについては、図3に示されるごとくであるが、この両者に共通する性格は、いずれも、「理非」を差し置いた相論の解決という点である。和与状裁許状に記された「闇理非、永止訴訟早<sup>⑬</sup>」、「不顧理非、可和与」、「雖可番理非、所詮、以和与之儀」、等々の文言は、和与の右の性格をはつきりと物語つており、そこに末期における「理非」軽視の傾向をみてることは容易である。しかも、この和与は、たんに紛争解決上において「理非」を差し置くのみではなく、「理非」の実体をなした莊園公領制下の重層的な権利体系（いわゆる職の体系）そのものを清算する性格を有していた。繰り返し争われ

た訴論両者の理非も、一旦和与が成立し幕府の裁許をうけた後は、「為和与以前之間、不足証文」、「和与以前事不能糺明真偽」<sup>(1)</sup>と判断されてもはや問題とならない。その意味で、和与は、時系列的に古く遡る証文関係あるいは権利関係を一切清算し、この和与を起点に新たな権利関係を構成しようとするものだったと考えられる。そしてその新権利関係の典型が、下地中分等による所領の「一円化」であったことはいうまでもない。

しかし、図3に同時に明確に示されているように、鎌倉末期に、こうした和与裁許を含めた幕府への訴訟件数が飛躍的に増大するという現象は、一体どのように理解したらよいのであろうか。欠席裁判の事例研究によって確認した「鎌倉末期における幕府裁判への信頼の喪失」という論点と、この事実は矛盾するのではないかという根本的な疑問が提起されよう。この疑問を考える場合、訴訟当事者間の和与について何ゆえ幕府下知の発給が求められたかを検討しなければならない。次の史料をみよう。

### 一 大隅国祢寝院南侯郡本田郷・屋敷事

右、就訴陳状、有其沙汰、可注進之旨、正和元年九月六日鎮西評定訖、而各和談之間、彼閤之處、未被成御下知之上、不可依私和与之旨、清保依申之、可糾決理非之由、去年八月九日所有評議也。<sup>(2)</sup>（前後略）

この史料は、事書の事案をめぐる、祢寝氏の一族相論の裁許状である。一三二二年（正和元）、訴陳状にもとづいた（理非の）手続きによって裁許を行おうとしたが、当事者間の和与（和談）が成立したので裁許を中断したところ、十年後の元享二年（一三二二）、「（その和与については）未だ幕府の下知を受けていないから、（そのような）私和与によるわけにはいかない」と一方当事者の清保から和与破棄の訴えがあり、これに応じて同年八月の評議において、ただちに当該案件の「理非」究明が決定された経緯を示すものである。当事者間の和与について幕府の下知が下されない場合、いつでもその和与は、理非審理、即ち変更の対象となるという事情を語るものといえる。つまり、従来の権利関係を清算し以後その内容の変更を認めないと、和与内容の絶対化は、幕府の和与裁許によりはじめて与えられるのであり、そうした和与内容の保障を

もとめていよいよ多くの和与が幕府裁許を求めて提起されたのである。この点、別稿で指摘した、「下知違背の咎」適用という強権発動が和与成立の契機となり、同時に、成立した和与内容を保障する担保となっていた事実をあらためて想起すべきである。<sup>(2)</sup>

右の視点から見直してみると、①鎌倉末期の法秩序の一大変化のマルクマールとして、従来論者が一致して注目してきた「外題安堵法」（幕府の安堵・外題交付地への特別の保護）、②関東地方における土地売買について一々幕府の下知が求められるようになつたという三章で紹介した事態、③これに先立ち、「安堵」状を受けている土地をその他の土地と別扱いにして、『安堵』状発給以前の権利状態にまでさかのぼることをしない方針を明確にし<sup>(3)</sup>た永仁徳政令などは、幕府権力の保障ないしは保護下における土地支配の確保という点で同一の本質を有する現象であるといえよう。そして、かかる動向の一つの契機となつた永仁の徳政令が「新しい中世法の誕生」と位置づけうるほど有名であったのが、この時点で、従来断絶していた中央―地方の法秩序が密接にかかわりあい、「日本の多くの民衆が『天下一同の法』にはじめて自ら参加しえた『モニュメント』」であったからであるという指摘も見逃すことはできない。<sup>(4)</sup>

以上を総合すると、末期における訴訟件数の飛躍的な増大は、従来幕府の交渉下になかった本所一円地住人などの非御家人、あるいは甲乙人など広範な社会層が幕府権力と繫属し、同時に従来幕府の法・裁判制度の対象とならなかつた諸問題まで幕府に提起され幕府の保障が求められるに至つた結果であると解釈することができよう。<sup>(5)</sup>

たしかにこの転換は、裁判制度の充実という側面を通して「公権力」としての地歩を固めてきた幕府が、末期にいたつて直接的な土地人民支配に大きく踏み込んだという側面、即ち調停者としての地位から統治権者そのものへ歩を進めたことを示すものであるという一面を評価しなければならない。しかしこの転換を考える場合、幕府が、従来の在り方を変化させ、強力に在地介入（一面での保護）を推し進めた問題こそ、実は、広範な訴訟当事者の幕府裁判無視行為を引き起こし、幕府が欠席裁判強行を余儀なくされた問題そのものにほかならなかつたということを忘れてはならない。「保護と鎮圧」<sup>(6)</sup>

は、メダルの両面にほかならず、一面的な「保護」は、いま一方にとつて即「鎮圧」に転化する。

ようするに、末期の幕府権力は、強権の行使によってますます多くの階層を自らの影響下に吸収し、統一権力としての性格を強化しながら、同時にそのことによって自らの反対勢力をますます生産するという二重の性格を有し、そうした矛盾を含んだ統一として存在していたのである。このような矛盾の統一という認識を前提にしてはじめて、「末期訴訟制度に対する信頼の喪失」も、「幕府への訴訟提起の増大」も、一つの問題の別表現に過ぎないことが理解できるのである。

そして本稿で検討してきた、爆発的な訴訟提起の欠席裁判強行による処理という問題は、まちがいなくかかる矛盾の結節点に位置した問題であった。

以上のように考えれば、幕府滅亡にいたる鎌倉最末期の政治史において、幕府に対する反対運動がすでにはつきり表面化していた九州、悪党行動という屈折した形で表現された畿内・西国、幕府の強権に対しむしろ雌伏・逼塞した東国、そのいずれにも倒幕に結集する素地は育成されていたのであって、「六〇余州悉符ヲ合タル如ク、同時ニ軍起」たのは、自己増殖する矛盾の破綻というむしろ必然的な帰結であったといえるだろう。

① 笠松氏は、この永仁の徳政令に關し「鎌倉幕府法の歴史の中で、かつてこのように御家人とそれ以外の者に対する一方的不平等が宣言されたことがあつたであろうか」と指摘している（『永仁の徳政令と越訴』『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、一五〇頁）。

② 石母田正「解説」（『中世政治社会思想上』岩波書店、一九七二年、五七八頁）および拙稿「鎌倉幕府法ノート、その分類と特質」（『三浦吉文化』三八、一九八五年）参照。

③ 一例を挙げれば、「神護寺文書」貞永元年（一二三三）九月二十四日、関東敷計状において「此外条々雜事等雖載巨細之詞、依無証拠之狀、暗難決理非欽」（『闕載一五一』）とみえることである。

④ 前掲拙稿「初中期鎌倉幕府訴訟制度における理非裁断の展開」参照。

⑤ 笠松宏至氏は「永仁の徳政令と越訴」（前掲書一〇〇頁）において、

「容易ならざる政局に対処しながら独裁制の確立を企図し、裁判を政治に従属せしめようとする得宗権力にとって、越訴制が放置得ざる障害として認識されなければならなかつた」と鋭く指摘している。なおこの点石尾芳久、前掲『法の歴史と封建制論争』八二頁も参照。

⑥ 石井進氏は、鎌倉末期の幕府政治の基調について、「執権政治の輝かしい遺産の放棄、初期幕府の鎌倉殿專制体制、しかもその最悪の場合への明らかな逆行であった」と述べられたが、〔鎌倉幕府論〕『岩波講座日本歴史中世I』（一九六二年）、私は氏のいう「最悪」の意味を以下本文で述べる点に求めたい。

⑦ 追加法五〇条、および注④所掲拙稿参照。

⑧ 幕府裁判の例ではないが、「萬野山文書又統宝簡集八十七」(乾元二)

年二月日藤原氏女申状によれば、「長床衆以難波之篇、塞理訴之上者、任諸庄平均安堵之例、氏女當知行不可有相違由、被仰下之後、若有雜胎者、追御糾明之案、不可有子細者歟、長床衆當知行抑留之間、為塞理訴不舉陳狀、且無理也且不便也、任諸庄傍例、先以当知行、被付于氏女者、是非御糾明之道急速者歟(鎌遣一二三七八)とみえる。

⑨ 別表I-85、別表II-10、別表III-1の例などは、召文違背によつて処分を受けた後、理非の手続きによる再審がおこなわれ、以前の裁許が逆転した例である。

⑩ 注⑦の、召文違背による裁許後も証文を帯し出頭すれば再審を行ふ趣旨の追加法五〇条立法と同時に同五一条では、「点定物」(権利の主張をもとにした実力行使による徵發物)の処分について、既に命じた即時返還(現状復帰)の処置を改め、訴論人双方の対決および事情糺明後、点定物の処分を行う旨を規定しているが、これは、「理非糾明」以前は現状変更をしないという当該期における幕府の方針の端的なあらわれといえる。

⑪ 別稿で検討したように、神領興行、惣庶相論、外題安堵などの問題は、幕府がはじめ「沙汰付」つまり下知の執行にまで踏み込んだ問題であり(前掲拙稿「鎌倉幕府法の変質」)、同時にこのような分野に欠席裁判事例は集中して見られるのである。

⑫ 一方的裁許増大という趨勢に対し、そうした審理を尽くさぬ裁許の執行に対する反発が見られたことは次の史料にも明らかに示されてゐる。

如事書、子細雖多、所詮、先可、沙汰居雜掌之由、嚴密、被下院宣之間、不及訴陳、以兩方所進申状、具書註進之間、就彼状、欲是非之處、當職者、帶北条遠州吹舉之状、勅御家人役、知行無相違、而不番訴、陳、暗被裁許之条、後訴可相殘之旨、盛綱依申之、及一問答(前後

略、「見聞筆記拾三」元応元年七月七日関東裁許状、関裁一二七九)この相論では、先づ「沙汰付」をせよとの「嚴密の院宣」にもとづき、申状・具書のみで判断しようとしたところ、論人側から、訴陳を番えずに裁許するという訴訟手続きに抗議が寄せられ、あらためて一問答を経て裁許がおこなわれたものである。結果は、あらかじめ予想される通り論人側の全面敗訴であり、論人の大番勤仕の事実は、幕府によって「建治以後依大番勤仕、難御家人領」との一方的論理で無視された。

⑬ 佐藤進一、前掲『日本の中世国家』第二章第三節参照。なお、かかる変化に対応する権力編成・権力関係等の変化に対する筆者の見解については、前注拙稿のほか、「鎌倉幕府と中世国家」(歴史学研究)五六六、一九八八年)参照。

⑭ 召文違背による裁許状の残存数については、一章表1参照。(和与／その他の所謂通常の裁許の残存数)は、第一期(3/38)、二期(8/44)、三期(11/53)、四期(36/82)、五期(40/18)、六期(66/20)、であり、この三者を合算したものが、サンブルとした『増訂鎌倉幕府裁許状集 上下』所収の裁許状の時期別の残存数である。但し、複数の相論が一裁許状に記されたものにつき複数カウントしたものや年次文書の問題があるので、同書の所収文書数と完全には一致しない。

⑮ 平山行三『和与の研究』(吉川弘文館一九六四年)一四一頁(一五一页参照)。

⑯ 「詫摩文書」元亨三年三月二十五日鎮西裁許状(鎌裁一二二八)。

⑰ 「佐方文書」元亨元年十二月二十七日六波羅裁許状(六裁一六〇)一〇)。

⑱ 「廣峯神社文書」正中元年十二月二十三日関東裁許状(関裁一三〇)。

⑲ 「正岡史料外編・河野六郎氏所藏」文永九年十二月二十六日(関裁

——(三二)なお和与のかかる性格および関係史料については、石井良助、前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』二七三頁以下参照。

(21)「称賛文書」元亨三年十一月二十五日鎮西裁許状（鎮裁一四七）。

(22)前掲拙稿「鎌倉幕府法の変質」。

(23)石井良助、前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』一〇四頁以下、同

五三二頁以下。同『日本不動産占有論』（創文社、一九五二年）九六頁。

以下。佐藤進一、前掲『日本の中世国家』一六〇頁。石井紫郎、前掲『日本人の国家生活』九〇頁。以上、代表的な指摘のみ限った。

(24)石井紫郎、前掲書九〇頁。

(25)笠松宏至、『徳政令』（岩波書店、一九八三年）一九九頁以下。

(26)佐藤進一、前掲『日本の中世国家』一六一頁。

注記 本稿は、昭和六三年度および平成元年度文部省科学・研究費補助金（奨励研究A、題目「鎌倉幕府法の成立・展開およびその効力について」）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員

）

Realities of Legal Proceedings in the Late Kamakura  
Shogunate : The Application of Article Thirty-Five  
of the Goseibai Shikimoku and  
the Problem of Default

by

FURUSAWA Naoto

In regard to the realities of the legal proceedings in the late Kamakura Shogunate, it has been pointed out that there was a rise in legal authority and summary trials, and that reconciliation was frequently brought about. However, the thing which most characterized the legal proceedings of this period was the rapid increase in the incidence of judgement by default. This occurred because of an increase in the rejection of court summons by litigants. In order to cope with this problem, the Shogunate applied Article Thirty-Five of the Goseibai Shikimoku which had not been actively utilized since its enactment a half a century earlier. As a result, during the late Kamakura Shogunate, almost half of the trials were "judgement by default". This problem occurred with regional differences and reflected the social contradictions and relationships of power in each area. Judgements by default occurred most often in Kyushu. In Kyoto and its neighboring districts and in West Japan, it occurred in distorted form. In eastern Japan it happened frequently in the boarder areas but not so often near Kamakura. Nevertheless, the occurrence of these "judgement by default" suggests a common dissatisfaction and by investigating this we will be able to discover the reason that powers throughout Japan concentrated to overthrow the Kamakura Syogunate.